住民基本台帳(一部)の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項,住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり閲覧状況を公表します。

個人または法人の申出による住民基本台帳の閲覧状況一覧表 (平成30年4月1日~平成31年3月31日)

1111	八よにはは	人の甲出による住民基	平口 阪の別見仏が一男	衣 (十成30年4月1日	~平成31年3月31日)	
	閲覧日	閲覧した機関などの名称		閲覧目的の概要	閲覧に係る住民の範囲(条件・地域)	
		実施機関	調査委託機関	风克日时VW安	地区	年齢など
	5/2	国土交通省関東地 方整備局霞ヶ浦導 水工事事務所	(株)建設技術研究所 (株)サーベイリサー チセンター	「霞ヶ浦導水事業の水質 改善効果の経済評価等に ついて検討することを目的 とするアンケート調査」の 対象者抽出のため		20歳以上75歳 未満の男女
4	5/15	NHK放送文化研究 所世論調査部	(株)日本リサーチセンター	「情報とメディア利用に関する世論調査」の対象者 抽出のため	潮来	16歳以上69歳 以下の男女
(9/6	NHK放送文化研究 所世論調査部	一般社団法人中央 調査社	「2018年10月東京オリンピック・パラリンピック・パラリンピックに関する世論調査」の対象者抽出のため	大山, 小泉南	20歳以上の日本 人男女